

高松市監査委員告示第25号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年8月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和6年8月30日

高松市監査委員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査 実施 年度	告示日	告示 番号 ※	区分 ※	項目	公表文 該当 ページ	所管課等		措置 通知日
1	H27	H28.1.29	第4号	意見【重点】	高松メディアアート祭について	P5	創造都市推進局	文化芸術振興課	R6.7.22
2	R5	R5.6.30	第15号	意見	附属機関等に係るホームページ掲載 における情報の正確性の確保について	P4	都市整備局		R6.7.31
3		R5.11.30	第27号	指摘	公有財産の適正な事務処理について （香川町大野河川敷運動場倉庫）	P13	創造都市推進局	スポーツ振興課	R6.7.30
4		R6.2.29	第5号	指摘	発注に係る適正な事務処理について	P8	教育局	生涯学習課	R6.7.26

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

※ 【重点】 …… 「平成27年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成27年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成27年度の重点取組事項

（2）市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、法令違反の指摘にとどまらず、市民目線に立ち、次の観点から行政監査を行い、必要に応じて、改善・是正を促す。

ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。

イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。

ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成27年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第4号	告 示 日	平成28年1月29日
区 分	意 見 【重 点】		
意 見 の 項 目	高松メディアアート祭について		
意 見 の 内 容	本事業については、長期的な視野に立って計画的に実施するとともに、市民の理解と協力が必要不可欠であることから、事業の目的や必要性等について継続的に情報提供を行い、事業実施の成果についても適切に公表されたい。 また、市の一般財源から多額の負担金が投入されている事業であることを踏まえ、費用対効果を十分検証した上で、必要な場合は見直しを行うなど、市民への説明責任を果たしつつ事業を推進されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P5		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年7月22日
所 管 課 等	創造都市推進局 文化芸術振興課
措 置 結 果	本件意見に係る高松メディアアート祭については、事業実施の成果等について検証した結果、市からの当初負担金に加え、追加で負担金が発生したことなどに鑑み、費用対効果を勘案した結果、平成27年度の開催をもって終了した。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／都市整備局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第15号	告 示 日	令和5年6月30日
区 分	意 見		
意 見 の 項 目	附属機関等に係るホームページ掲載における情報の正確性の確保について		
意 見 の 内 容	附属機関等に係るホームページ掲載については、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づき、必須項目とされている内容を掲載するとともに、情報が適時適切に更新され、その正確性を常時確保するための方策について検討されたい。		
公表文該当ページ	P4		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年7月31日
所 管 課 等	都市整備局
措 置 結 果	本件意見については、監査結果報告を受けて以降、ホームページを更新し、附属機関等ホームページ掲載マニュアルの規定に沿った内容に修正した。 また、令和5年7月から、附属機関等に関する決裁を起案する際には、附属機関等ホームページ掲載マニュアルに基づきホームページを更新するよう、チェックリストを添付することとし、各課への周知を行った。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／創造都市推進局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第27号	告 示 日	令和5年11月30日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	公有財産の適正な事務処理について（香川町大野河川敷運動場倉庫）		
指 摘 の 内 容	当該倉庫の所有者や権利関係を明らかにし、本市の財産であるのかどうかを確定した上で、適正な事務処理を行われたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P13		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年7月30日
所 管 課 等	創造都市推進局 スポーツ振興課
措 置 結 果	本件指摘事項については、関係各所に聞き取りを行った結果、本市の公有財産であると判断し、令和6年3月15日付けで当該土地及び建物の公有財産登録を行った。 これに伴い、令和6年度から、当該土地又は建物の使用を希望する者には、行政財産使用許可申請書の提出を求めるよう取扱いを改めた。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	令和5年度／教育局		
告 示 番 号	高松市監査委員告示第5号	告 示 日	令和6年2月29日
区 分	指 摘		
指 摘 の 項 目	発注に係る適正な事務処理について		
指 摘 の 内 容	一括購入物品の購入に当たっては、定期スケジュールに合わせた購入依頼に努めるとともに、緊急その他やむを得ない理由により随時発注する場合は、契約監理課長に報告し、その指示を受けるよう、適正に事務処理されたい。		
公 表 文 該 当 ペ ー ジ	P8		

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	令和6年7月26日
所 管 課 等	教育局 生涯学習課
措 置 結 果	本件指摘事項について、一括購入物品の購入については、令和6年度購入分から、一括購入の定期スケジュールに則った購入を行っている。 なお、6年5月に、やむを得ない理由により、納期に支障を生じた事案があった際には、物品の直接購入及び一括購入等に係る事務の適正を図るための措置要綱の規定に基づき、その旨を契約監理課長に報告し、その指示により、一括購入物品契約業者に対し随時発注を行った。